

飼料添加物リン酸タイロシンの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価の意見聴取について

1. 経緯

国際的に薬剤耐性（AMR）菌の脅威が高まり各国が対策を実施している。我が国でもワンヘルス・アプローチとして、ヒトの医療分野のみでなく畜産分野でもこの問題に取り組む必要がある。畜産分野において抗菌剤は動物用医薬品の他、家畜の成長促進を目的とした飼料添加物として利用されている。農林水産省は飼料添加物のリスク管理を適切に行うため、農業資材審議会の意見を聞いた上で平成29年3月に抗菌性飼料添加物のリスク管理措置策定指針（以下「指針」という。）を設定した。本指針に基づきヒトの健康への影響が懸念される抗菌剤については原則として飼料添加物としての使用を禁止する方針である。

抗生物質であるリン酸タイロシンは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）に基づき飼料添加物に指定されている。

先般、リン酸タイロシンについて、取扱いメーカーから指定取消し要望書（平成30年10月22日付）が提出され、その他業界団体においても、今後、製造・輸入を行う意思はないことが確認された。また、食品安全委員会が実施した薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価において、リスクの程度は「低度」と評価された。

このため、農林水産省は、平成31年2月5日に農業資材審議会よりリン酸タイロシンの指定の取消しは適当であるとの答申を得たところである。

2. 改正の概要

飼料添加物リン酸タイロシンについて、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）の飼料及び飼料添加物の成分規格等を改正する。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの当該物質の基準及び規格の改正に係る食品健康影響評価の結果を得た後、省令の改正等の手続を進める。